

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 ほか821名

被告 国・東京電力株式会社

準備書面(69)

いわき市の放射能汚染が深刻であること

～公園の放射線線量率について～

2018(平成30)年11月13日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



代

同

広田次男



代

同

鈴木堯博



代

同

米倉勉



代

同

笹山尚人



代

同

渡辺淑彦



代

同

坂田洋介



代

同

吉田悌一郎



代

外

第1 はじめに

原告らは、損害論総論として原告ら準備書面（56）を提出し、三つの時期区分をもって損害の内容を説明した。

このうち、平成23年5月以降の第2及び第3の時期において、原告らいわき市民は、常に、放射能汚染の継続による外部被ばくや、食料や水などを通じた内部被ばくにより、健康被害を受け続けているのではないかとの「深刻な不安」と隣り合わせの生活を余儀なくされ続けている。

そして、その放射能汚染に対するいわき市民の不安は、抽象的で、感覚的な不安ではなく、具体的な放射能汚染の事実に基づく深刻な不安である。

この点を以下説明する。

第2 公園における放射線の空間線量率からみる、いわき市民の深刻な不安

1 はじめに

被告東電は、被告東電準備書面（13）13～16頁において、乙第41号証（「いわき市除染の進捗状況」）等を引用して、除染すべき場所について既に除染が完了し、いわき市が既に放射能汚染に対してきれいになっているかのような主張を行っている。

この主張が間違いであり、除染がそもそも不十分であり、いわき市においても未だに放射能汚染が継続していることは、原告ら準備書面（42）及び（54）にて主張しているところであるが、本書面では別の角度から、この問題を取り上げる。

2 国の除染の基本方針

国による除染の基本方針として、2011（平成23）年11月11日、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針が閣議決定された（甲A487）。

その基本方針において、土壌等の除染等の措置に関する基本的な考え方（甲A487・5頁）として、「追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域」についても除染を必要とし、「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること」としている。そのうえ、特に「子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要」であるとし、そのために「学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染すること」を挙げるだけでなく、具体的な除染の数値目標まで挙げているものである。

3 除染の基準について

いわき市は、平成23年12月28日、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された。

この地域に指定された市町村では、汚染の状況について調査測定を実施し、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となる区域について、除染の実施者、手法などを定めた除染実施計画を定め、除染を実施する区域（除染実施区域）を決定する。

そして、実際の指定の基準となる空間線量率は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令第4条によって毎時0.23マイクロシーベルト以上となっている（なお、この毎時0.23マイクロシーベルトでは、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となってしまうことについては、原告ら準備書面（42）9～12頁に記載している）。

4 市民にとっての除染の基準値の意味

放射性物質の除染が、まずもって人の健康影響を念頭に考えられていることは明確である。

そして、最終的な目標値を年間追加被ばく線量1ミリシーベルトとし、具体的な数値として「毎時0.23ミリシーベルト」が掲げられているこ

とは一般市民にとって重大な意味がある。

つまり、除染は、国や地方自治体の取組みとして実施されるだけでなく、それが各市民の自宅敷地という私的な空間や、学校や公園などの身近な生活圏まで対象とされているため、各市民からすれば、否応なく「自分自身の身近な問題」と認識させられ、かつそれだけ「重大なこと」と認識させられるものである。

その結果、その具体的な基準である「毎時0.23ミリシーベルト」という値は、一般市民にとって、健康不安を感じる重大な分岐点となってしまっているのである。

5 公園の放射線線量率について

(1) 原子力災害対策特別措置法に基づき設置された原子力災害現地対策本部と、福島県の災害対策本部は、平成23年4月以降、年1～2回の頻度で、公園などの施設の放射線の空間線量率を測定してきた。

本書面では、公園の空間線量率を取り上げる。

それは、公園が、人口の多い住宅地域や都市部に設置されるものであり、かつ子ども等の多くの市民が集まる施設であるため、その線量はその周辺住民の生活に直接影響し、継続的な不安を生じさせるものであるからである。

そのうえ、前述の国の除染に対する基本方針にも書かれていたとおり、放射線被ばくの影響に対する市民の不安は、特に子どもに関して強く、だからこそ、その子どもが集まる公園の空間線量率は市民にとっての重大な関心事となるのである。

(2) 本書面では、上記の原子力災害現地対策本部等の測定してきた公園の空間線量率データを以下のとおり示す（甲A488等）

ア 公園第1回調査（平成23年4月12日等実施）（甲A488）

この測定では、各公園内の1つ地点において、1m高さとし1cm高さ

の各空間線量率が測定されている。いわき市の測定対象の公園は225であるが、その全てが「毎時0.23マイクロシーベルト」以上であり、また「毎時1マイクロシーベルト」を超えている公園も複数個所存在しているのである。

イ 公園第2回調査（平成23年6月16日等実施）（甲A489）

この測定は、各公園の中央及び4隅の合計5地点（高さ50cm）を測定し、かつその5地点の平均値を算出している。この第2回調査では、27の公園しか測定されていないが、それでも、そのうち25個所で「毎時0.23マイクロシーベルト」以上となっている。

ウ 公園第3回調査（平成24年4月10日等実施）（甲A490の1）

この測定は、各公園の中央及び4隅の合計5地点について、50cmと1mの二つの高さで測定したうえで、各高さの平均値を算出している。

そして、その各高さの平均値のいずれかで「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の個所は、全公園250個所のうち125個所となっている（甲A490の1のオレンジのラインマーカーを付した公園）。

そして、その「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の公園を地図上に記したものが甲A490の2及び3である（なお、甲A490の2はいわき市全体地図である。甲A490の3は同490の2のうち青色で囲った中心平野部の拡大図である）。この地図から分かるとおり、JRいわき駅前地域、平地区等の平野部分の広範囲の公園に深刻な放射能汚染が継続していたのである。

エ 公園第4回調査（平成24年11月28日等実施）（甲A491の1）

この測定も、各公園の中央及び4隅の合計5地点について、50cmと1mの二つの高さで測定したうえで、各高さの平均値を算出している。

そして、その各高さの平均値のいずれかで「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の個所は、全公園248個所のうち87個所となっている（甲A491の1のオレンジのラインマーカーを付した公園）。

そして、その「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の公園を地図上に記したものが甲A491の2および3である（なお、甲A491の2はいわき市全体地図である。甲A491の3は同491の2のうち青色で囲った中心平野部の拡大図である）。この地図から分かるとおり、未だにJRいわき駅前地域、平地区等の平野部分の住宅地域などの人口の多い広範囲の地域に深刻な放射能汚染が継続していたのである。

オ 公園第5回調査（平成25年6月10日等実施）（甲A492の1）

この測定も、各公園の中央及び4隅の合計5地点について、50cmと1mの二つの高さで測定したうえで、各高さの平均値を算出している。

そして、その各高さの平均値のいずれかで「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の個所は、全公園248個所のうち43個所となっている（甲A492の1のオレンジのラインマーカーを付した公園）。

そして、その「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の公園を地図上に記したものが甲A492の2及び3である（なお、甲A492の2はいわき市全体地図である。甲A492の3は同492の2のうち青色で囲った中心平野部の拡大図である）。その数自体は、以前の調査より少なくなっているが、未だに平地区等の平野部分の広範囲に深刻な放射能汚染が継続していることが分かるのである。

(3) 上記の調査結果を見るにあたり気をつけなければならないのは、公園は「特に放射能汚染がひどい場所」ではなく、前述の除染に対する基本方針から分かるとおり、「優先的に除染されてきた場所」である。つまり、公園はむしろ「放射能汚染的にはきれいな場所」ということである。

したがって、公園の空間線量率は、その周辺地域からすれば、むしろ低くなっているべき場所である。

それにもかかわらず、たとえば、平成25年6月調査（第5回調査）では、「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の公園の数自体は以前より少なくなっているが、それでもいわき市の公園の約5分の1で空間線

量率が未だに基準値未満に下がっていないのである。「優先的に除染されてきた場所」であるにもかかわらず、である。

そのうえ、この第5回調査においても、その基準値以上の公園は平野部分の全域に存在し、特定地域に集まっているわけではない。そのため、いわき市民の多くが生活や仕事で集まっている平野部分において、全体としての空間線量率は事故直後に比べれば下がったかもしれないが、市民が深刻な不安を抱くようにさせられてしまった「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の場所は、依然としていわき市全域に数多く存在し続けていたものである。

したがって、少なくとも平成25年時点においては、いわき市民は、上記のような具体的な数値を前提に、放射能汚染に対する深刻な不安を抱いていたと言えるものである。

6 いわき市内のモニタリングポストの数値について（甲A9～15）

原告らは、以前いわき市内の各庁舎のモニタリングポストの測定値を証拠として提出した（甲A9～15）。

確かに、これらの測定値データでは、多くの地点において、平成23年中の早期に、「毎時0.23マイクロシーベルト」未満の数値となっている。しかし、これは、前記の公園の空間線量率の傾向と異なるものであり、次のような理由が考えられる。

つまり、これらのモニタリングポストは、いずれもいわき市の本庁舎乃至支所に設置されたものであり、早期の除染（清掃等）が行われたものと考えられる。また、たとえば、甲A494はいわき市本庁舎に設置されたモニタリングポストの写真であるが、そのモニタリングポストは、アスファルト舗装された駐車場の横で、かつ庁舎の建物の壁沿いに設置されているのである。公園とは異なり、放射性物質が染みこむ土壌はほとんどなく、かつその清掃等の除染も容易である。

そもそも、これらの各庁舎に設置されたモニタリングポストは13カ所にすぎず、いわき市民にとって、この数値のみでは真に安心できたものではなかったのである。

第3 結論

以上より、原告らいわき市民は、原告らが損害の時期区分として主張する第2期及び第3期においても、放射能汚染に対する深刻な不安を継続的に抱き続けているのである。

以上